

公売公告兼見積価額の公告

昭島市告示第204号
令和8年7月9日

昭島市長 臼井伸介



国税徴収法第94条の規定により下記差押財産を公売するので、同法第95条の規定により公告します。また、同法第98条の規定により下記公売財産の見積価額を決定したので、同法第99条の規定により公告します。

記

公 売 財 産 の 種 類		軽自動車	
公売保証金及び見積価額		別紙のとおり	
公 売 方 法		せり売り(官公庁オークションによるインターネット公売)	
公 売 日 時	入 札 日 時	令和8年7月27日13時00分から令和8年7月29日23時00分まで	
	開 札 日 時	令和8年7月30日10時00分	
公 売 場 所		昭島市役所 納税課	
売 却 決 定 日 時		令和8年7月30日10時00分	場 所 昭島市役所 納税課
買 受 代 金 納 付 期 限		令和8年8月6日14時30分	

1 別紙昭島市インターネット公売ガイドラインのとおり

入札者及び買受人の資格その他の要件

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を東京都昭島市役所納税課に申し出てく

ださい。